審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第７条第２項
処 分 の 概 要	許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）	三重県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換えの申請）、第33条（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	５日以内（書換えにあっては３日）
申　　請　　先	申請者の住所地（第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）の外国人にあっては、現在地）を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問 い 合 わ せ 先	三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(059-222-0110) 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備　　考	